

議案第41号

湯河原町火災予防条例の一部改正について

湯河原町火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年9月1日提出

湯河原町長 内 藤 喜 文

（提案理由）

消防庁が示す火災予防条例（例）の一部改正に伴い、条例に改正を要するので、本案を提出するものです。

湯河原町火災予防条例の一部を改正する条例

湯河原町火災予防条例（昭和37年湯河原町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第18条に次の1項を加える。

- 3 液体燃料を使用する調理に用いる器具にあつては、第1項に規定するもののほか、その周囲において使用する排気ダクト、グリス除去装置等に油脂等が付着しないように適切に管理を行わなければならない。

第19条に次の1項を加える。

- 3 固体燃料を使用する調理に用いる器具については、前2項に規定するもののほか、前条第3項の規定を準用する。

第20条に次の1項を加える。

- 3 気体燃料を使用する調理に用いる器具については、前2項に規定するもののほか、第18条第3項の規定を準用する。

第21条に次の1項を加える。

- 3 電気を熱源とする調理に用いる器具については、前2項に規定するもののほか、第18条第3項の規定を準用する。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

湯河原町火災予防条例の一部を改正する条例新旧対照条文

現 行	改 正 後	備 考
(液体燃料を使用する器具) 第18条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。 (1) (略) (13) (略) 2 (略)	(液体燃料を使用する器具) 第18条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。 (1) (略) (13) (略) 2 (略) <u>3 液体燃料を使用する調理に用いる器具にあつては、第1項に規定するもののほか、その周囲において使用する排気ダクト、グリス除去装置等に油脂等が付着しないように適切に管理を行わなければならない。</u> (固体燃料を使用する器具) 第19条 固体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。 (1) (略) (2) (略) 2 (略) <u>3 固体燃料を使用する調理に用いる器具については、前2項に規定するもののほか、前条第3項の規定を準用する。</u> (気体燃料を使用する器具) 第20条 気体燃料を使用する器具に接続する金属管以外の管は、その器具に応じた適当な長さとしなければならない。 2 (略) <u>3 気体燃料を使用する調理に用いる器具については、前2項に規定するもののほか、第18条第3項の規定を準用する。</u> (電気を熱源とする器具) 第21条 電気を熱源とする器具の取	
(固体燃料を使用する器具) 第19条 固体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。 (1) (略) (2) (略) 2 (略)	(固体燃料を使用する器具) 第19条 固体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。 (1) (略) (2) (略) 2 (略) <u>3 固体燃料を使用する調理に用いる器具については、前2項に規定するもののほか、前条第3項の規定を準用する。</u>	
(気体燃料を使用する器具) 第20条 気体燃料を使用する器具に接続する金属管以外の管は、その器具に応じた適当な長さとしなければならない。 2 (略)	(気体燃料を使用する器具) 第20条 気体燃料を使用する器具に接続する金属管以外の管は、その器具に応じた適当な長さとしなければならない。 2 (略) <u>3 気体燃料を使用する調理に用いる器具については、前2項に規定するもののほか、第18条第3項の規定を準用する。</u>	
(電気を熱源とする器具) 第21条 電気を熱源とする器具の取	(電気を熱源とする器具) 第21条 電気を熱源とする器具の取	

現 行	改 正 後	備 考
扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。 (1) (略) (2) (略) 2 (略)	扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。 (1) (略) (2) (略) 2 (略) <u>3 電気を熱源とする調理に用いる器具については、前2項に規定するもののほか、第18条第3項の規定を準用する。</u> 附 則 この条例は、令和9年4月1日から施行する。	